

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	ひとり親家庭等医療費の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、ひとり親家庭等医療費の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費の給付に関する事務
②事務の概要	<p>八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例に基づき、ひとり親家庭等の健康の保持と福祉の増進を図るために、ひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童が医療機関を受診した際、保険適用を受ける医療費の自己負担分の全部または一部を助成する。(児童が18歳に到達する最初の年度末まで)</p> <p>八戸市個人番号の利用に関する条例の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">1. 資格証に関する事務2. ひとり親家庭等医療費の給付に関する事務3. ひとり親家庭等医療費の給付の申請の受理、審査、応答に関する事務4. 各種届出の受理、審査、応答に関する事務5. ひとり親家庭等医療費の返還に関する事務6. 受給資格の認定の申請の受理、審査、応答に関する事務7. 資格証の更新の申請の受理、審査、応答に関する事務8. 損害賠償に関する届出の受理、審査、応答に関する事務
③システムの名称	子ども医療費・ひとり親家庭等医療費システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<input type="radio"/> 番号法第9条第2項 <input type="radio"/> 八戸市個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第1の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会の根拠) <input type="radio"/> 番号法第19条第9号 <input type="radio"/> 八戸市個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第1の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部 子育て支援課
②所属長の役職名	副理事兼課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 総務部 総務課 情報公開グループ 0178-43-2111 内線3011

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 こども健康部 子育て支援課 子育て給付グループ 0178-43-2111 内線5117
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報ネットワークシステムで情報照会を行う際は、住基システムから本人を特定し行うか、本人からマイナンバーを取得して行うこととしている。また、特定個人情報の記載がある書類の保管や廃棄に当たっては、複数人での確認を行うようにしているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウト徹底を呼び掛けている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	三浦 幸治	課長	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日現在	2020/4/1	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日現在	2020/4/1	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会の根拠) 〇番号法第19条第8号 〇八戸市個人番号の利用に関する条例第4条 第1項及び別表第1の2の項	(特定個人情報の照会の根拠) 〇番号法第19条第9号 〇八戸市個人番号の利用に関する条例第4条 第1項及び別表第1の2の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部子育て支援課	こども健康部 子育て支援課	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ連絡先	八戸市 福祉部 子育て支援課 子育て給付グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5117	八戸市 こども健康部 子育て支援課 子育て給付グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5117	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	乳幼児等医療費・ひとり親家庭等医療費システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	子ども医療費・ひとり親家庭等医療費システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	新設	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) 情報ネットワークシステムで情報照会を行う際は、住基システムから本人を特定し行うか、本人からマイナンバーを取得して行うこととしている。また、特定個人情報の記載がある書類の保管や廃棄に当たっては、複数人の確認を行なうようにしているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	(最も優先度が高いと考えられる対策) 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (当該対策は十分か【再掲】) 十分である (判断の根拠) 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウト徹底を呼び掛けている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない